最近公布した条例のあらまし

公布日令和6年1月19日

厚木市手数料条例の一部を改正する条例	財政課
1 戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料	
を定めるほか、所要の措置を講ずることとした(第2条関係及び第3条関	
係)。	
2 この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。	

公布日 令和6年1月26日

- 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、同法を	
引用している部分を改めることとした(第2条関係、別表第1関係及び別表第	
3関係)。	
2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。	
厚木市建築基準条例の一部を改正する条例	建築指導課
1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令を引用している部分を改めること	
とした(第23条関係、第50条関係及び第57条関係)。	
2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。	
厚木市市営住宅条例の一部を改正する条例	住宅課
1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴	
い、同法を引用している部分を改めることとした(第6条関係)。	
2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。	

公布日 令和6年2月5日

厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の	行政総務課
一部を改正する条例	
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の	
一部改正に伴い、同法を引用している部分を改めることとした(第3条関係及	
び別表関係)。	
2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	
関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。	

公布日 令和6年3月18日

厚木市廃棄物減量等推進審議会条例	環境事業課
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第5条の7第1	
項の規定に基づき、厚木市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」とい	
う。)を設置することとした(第1条関係)。	
2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議することとした(第2条関係)。	
(1) 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に関する事項	
(2) その他一般廃棄物の減量等に関し市長が必要と認める事項	
3 審議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するこ	
ととした(第3条関係)。	
(1) 公募による市民	
(2) 関係団体の代表	
(3) 学識経験者	
4 委員の任期について定めることとした(第4条関係)。	

臨時委員について定めることとした(第5条関係)。 6 会長等について定めることとした(第6条関係)。 7 会議について定めることとした(第7条関係)。 8 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若し くは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができるこ ととした(第8条関係)。 9 委員(臨時委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこ ととした。その職を退いた後も、同様とすることとした(第9条関係)。 10 審議会の庶務は、廃棄物減量等主管課で処理することとした(第10条関係)。 11 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が 審議会に諮って定めることとした(第11条関係)。 12 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。 13 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、附属機 関の委員に係る規定を加えるための改正を行うこととした。 予防課 厚木市消防関係手数料条例 1 地方自治法第227条の規定により徴収する手数料のうち、消防法に規定する 事務その他の消防関係事務に係る手数料の徴収については、この条例の定める ところによることとした(第1条関係)。 2 手数料の徴収等について定めることとした(第2条関係)。 3 郵便により許可書その他の書類の送付を求めようとする者からは、前条に規 定する手数料のほかに郵送料を徴収することとした(第3条関係)。 4 2の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、手数料を減免 することができることとした(第4条関係)。 5 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長 が別に定めることとした(第5条関係)。 6 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。 7 厚木市手数料条例について、同条例第2条第1項の表消防法に関する事務の 項を削るための改正をすることとした。 厚木市議会委員会条例の一部を改正する条例 議会総務課 1 厚木市部等設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項を改めること とした(別表関係)。 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。 3 この条例の施行の際、現に改正前の厚木市議会委員会条例の規定による常任 委員会で審査中又は調査中の事件は、改正後の厚木市議会委員会条例の規定に よりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみ なすこととした。 厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 職員課 1 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給すること とした(第17条の6関係及び第17条の7関係)。 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。 3 厚木市職員の育児休業等に関する条例について、育児休業をしている職員に 係る勤勉手当の支給対象に、会計年度任用職員を含めるための改正をすること とした。 厚木市特別会計条例の一部を改正する条例 財政課 1 学校給食事業特別会計を設置することとした(第2条関係)。 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
1 国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引	
き上げるとともに、退職者医療制度を廃止するほか、所要の措置を講ずること	
とした(第11条の3関係から第13条関係まで、第15条関係から第15条の7の4	
関係まで、第15条の7の6関係から第15条の8関係まで、第18条関係、第19条	
関係、第19条の3関係及び第19条の4関係)。	
2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。	
3 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後	
の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの年度分の保険料について	
は、なお従前の例によることとした。	6 - 1111
厚木市介護保険条例の一部を改正する条例	介護福祉課
1 介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率を改めるほか、所要の措置を	
講ずることとした(第3条関係及び第5条関係)。	
2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。	
3 この条例による改正後の厚木市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の	
年度分の保険料について適用し、令和5年度までの年度分の保険料について	
は、なお従前の例によることとした。	
厚木市開発許可等基準条例の一部を改正する条例	開発指導課
1 都市計画法等の一部改正に伴い、市街化調整区域内の災害危険区域等におけ	
る開発許可等の基準を改めることとした(第5条関係及び第6条関係)。	
2 この条例は、令和6年7月1日から施行することとした。	
3 この条例による改正後の厚木市開発許可等基準条例の規定は、この条例の施	
行の日以後にされる都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項及び第43条第	
1項の許可(以下「開発許可等」という。)の申請について適用し、同日前に	
された開発許可等の申請については、なお従前の例によることとした。	
公布日 令和6年3月31日	

厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
1 令和6年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴	
い、厚木市市税条例を改めることとした(附則第6項関係及び第8項関係)。	
2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。	
3 この条例による改正後の厚木市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度	
分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度までの年度分の	
固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとした。	

公布日 令和6年4月19日

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 職員の処分に伴い、市長としての責任を明確にするため、市長の給料月額を	
減じることとした(附則第13項関係)。	
2 この条例は、令和6年5月1日から施行することとした。	

公布日 令和6年5月2日

厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	消防総務課
1 厚木市森の里東土地区画整理事業の施行による町の区域の設定に伴い、厚木	
市消防本部及び消防署の設置等に関する条例における消防署の管轄区域の表示	
を変更することとした(第3条関係)。	
2 この条例は、厚木市森の里東土地区画整理事業に係る土地区画整理法第103	
条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行することとし	

	た。	
公	布日 令和6年6月24日	
J	厚木市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会総務課
	1 大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開	
	会の場所に参集することが困難な状況においても議会機能を維持できるよう、	

1 大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会の場所に参集することが困難な状況においても議会機能を維持できるよう、オンラインによる方法で委員会を開くことができる特例を設けるほか、所要の措置を講ずることとした(第14条の2関係、第15条関係、第20条関係、第21条関係、第24条関係、第27条関係及び第28条関係)。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。